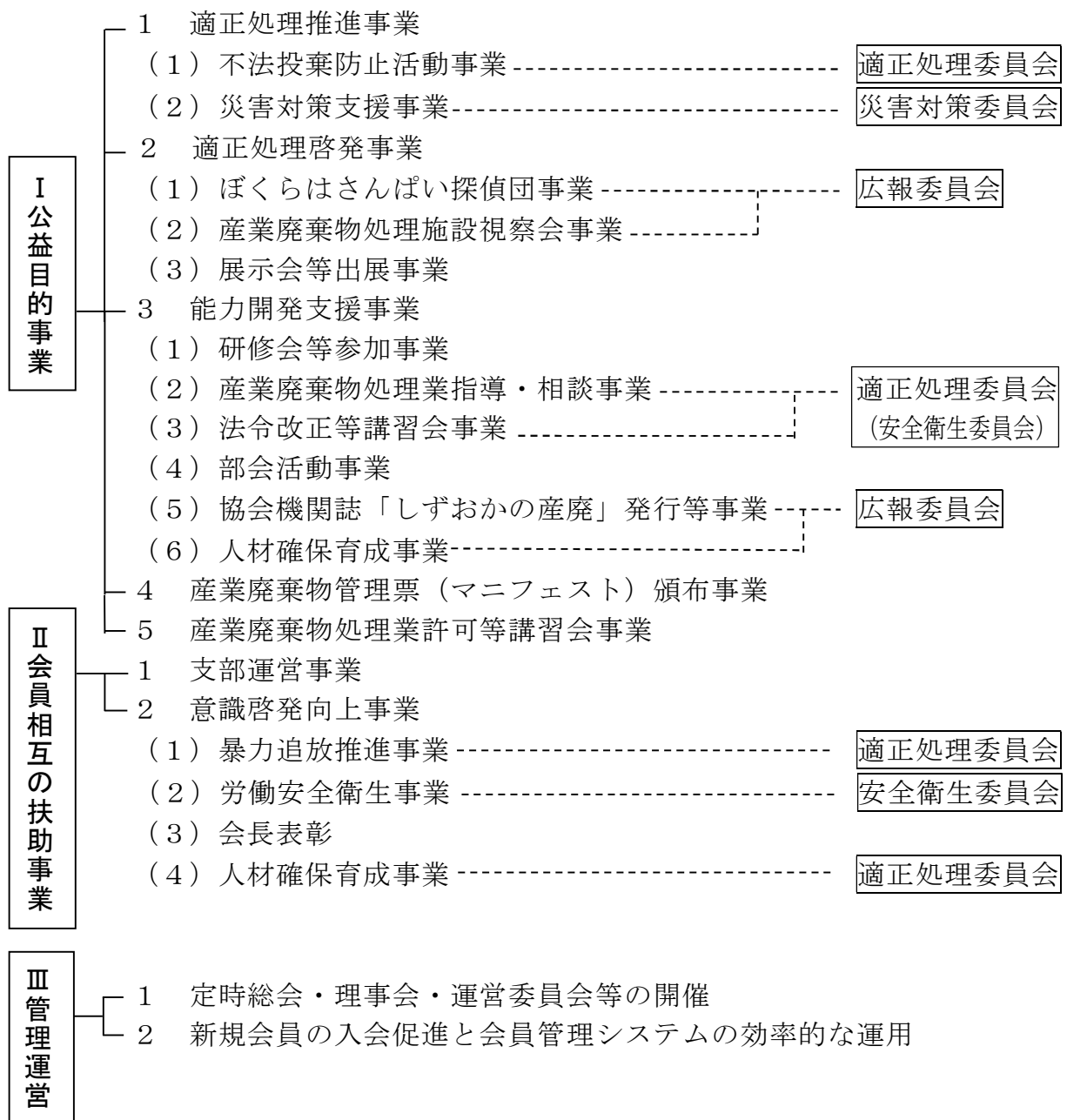


令和6年度事業計画書

令和6年度は、産業廃棄物の適正処理の促進により、生活環境の保全、産業の健全な発展及び廃棄物の有効利用を図るため、公益社団法人として社会貢献に一層力を注ぐとともに、資源循環や脱炭素化に取り組む会員の事業活動をより的確に支援していくため、下記の事業体系に基づき着実に事業を実施する。

また、実施に当たっては、会員のニーズ等を把握しながら、各委員会や各専門部会、各支部等の活動をより活発に推進するとともに、県内自治体や(公社)全国産業資源循環連合会等と連携しながら進めていく。

【事業体系】



I 公益目的事業

1 適正処理推進事業

(1) 不法投棄防止活動事業

- ・静岡県等が年2回実施する不法投棄防止統一パトロールへの支部毎の参加
- ・最寄りの行政機関等と連携・協力した不法投棄廃棄物の撤去作業を支部毎に年1回程度実施
- ・県の「不法投棄110番」への協力
- ・県の「富士山麓不法投棄廃棄物撤去支援事業」への協力
- ・中部四県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会合同会議への参加

(2) 災害対策支援事業

- ・災害廃棄物処理に係る研修の開催
- ・毎年1月に行われる県の地震対策大規模図上訓練に合わせた災害廃棄物処理情報伝達訓練の実施
- ・県災害廃棄物処理計画及び県内市町災害廃棄物処理計画と整合性のとれた平時からの支援体制の確保
特に災害廃棄物仮置場運営について協力要請のある市町との連携強化
- ・岐阜・愛知・三重の各県協会との災害廃棄物処理に関する広域連携の構築に向けた中部地域協議会担当者会議での協議促進

2 適正処理啓発事業

(1) 「ぼくらはさんぱい探偵団」事業

- ・身近な環境学習の場の提供として夏休みに小学生とその保護者を対象とした廃棄物処理施設等の見学会を支部毎に実施

(2) 産業廃棄物処理施設視察会事業

- ・県内の大学生等を対象とした産業廃棄物処理施設視察会及び意見交換会を実施

(3) 展示会等出展事業

- ・最寄りの行政機関等が行う環境フェア等へ廃棄物の適正処理に関する啓発活動の一環として支部毎に参加

3 能力開発支援事業

(1) 研修会等参加事業

- ・(公社)全国産業資源循環連合会の会議や専門委員会等で収集した情報を会員等にタイムリーに提供

(2) 産業廃棄物処理業許可指導・相談事業

- ・許可申請やマニフェストシステム、産業廃棄物のリサイクル等に関する会員等からの相談等に随時対応

(3) 法令改正等講習会事業

- ・廃棄物処理関連の法令の改正内容等に関する研修会・講習会等を適宜開催

研修会・講習会名	開催回数等	開催場所	備考
廃棄物処理法等関係法令講習会（web開催）	1回	静岡市	継続
環境管理講座	1回	静岡市	継続
優良認定制度に関する研修会（県からの受託事業）	3回	静岡市	継続
安全衛生講習会（Web開催）	1回	静岡市	継続
計	6回		

(4) 部会活動事業

①医療廃棄物部会

- ・部会員や関係機関等との医療廃棄物の適正な確保のための情報共有の強化
- ・県との『家畜伝染病発生時における家畜の死体等の運搬に関する協定』の実効性の確保

②建設廃棄物部会

- ・建設副産物由来の再生資材の利用促進の検討及び建設系廃棄物の適正処理に関する部会員への情報発信の強化

③食品廃棄物部会

- ・バイオマスの有効な利活用方法の検討及び食品系廃棄物の適正処理に関する部会員への情報発信の強化

④中間処理部会

- ・廃棄物処理法等の見直しを見据えた中間処理業における共通の課題を整理及び対策の検討

⑤青年部会

- ・研修会の開催等による次世代を担う人材の育成
- ・中部ブロックの各県協会等との交流の推進

⑥女性部会

- ・研修会等の開催による部会員交流の促進と情報の共有及び他県協会女性部会との交流

(5) 協会機関誌「しずおかの産廃」発行等事業

- ・当協会活動のPRや産業廃棄物処理に関する技術情報等を提供するため、「しずおかの産廃」と「産廃技術ニュース」を年4回発行
- ・協会ホームページや環境情報配信サービスを活用した各種情報の発信
- ・効果的な情報発信方法の検討及び見直し

(6) 人材確保育成事業

- ・産業廃棄物に係る分野での新しい人材を確保するため、特別支援学校生徒を対象とした環境出前講座の実施(主体 青年部会)

4 産業廃棄物管理票（マニフェスト）頒布事業

- ・産業廃棄物の適正処理に資するとともに、会員等の便宜を図るため、マニフェストを頒布（販売）

- 5 産業廃棄物処理業許可等講習会事業（オンライン形式と対面形式の講習会）
- ・産業廃棄物処理業の新規許可申請者、更新許可申請者、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格取得希望者を対象とした講習会を（公財）日本産業廃棄物処理振興センター等との協力により年間 オンライン形式 14 回、対面形式 4 回実施

II 会員相互の扶助事業

1 支部運営事業

- ・県下 7 支部における総会や役員会等の開催による円滑な支部運営
- ・不法投棄防止啓発活動や不法投棄廃棄物の撤去作業の実施、先進的な産業廃棄物処理施設等の視察、講習会の開催、支部だよりの発行、その他計画を定め実施する事業

2 意識啓発向上事業

(1) 暴力追放推進事業

- ・定時総会開催時に「暴力追放大会」の開催
- ・（公財）静岡県暴力追放運動推進センター等と連携協力した暴力追放取組みの展開
- ・不当要求防止責任者講習会の開催

(2) 労働安全衛生事業

- ・「第 3 次労働災害防止計画」に基づく安全衛生事業の着実な実施と進捗状況の管理
- ・安全衛生に係る優良職長表彰及び優良事業所表彰の実施

(3) 会長表彰

- ・功労者表彰、優良事業所表彰、優良従事者表彰の実施

(4) 人材確保育成事業

- ・新任担当者を対象とした講座の開催

III 管理運営

1 定時総会・理事会・運営委員会等の開催

- ・定時総会や理事会、運営委員会を定期的に開催し、適切かつ円滑に協会を運営
- ・必要に応じ綱紀委員会を開催し、法令遵守（コンプライアンス）等を徹底

2 新規会員の入会促進と会員管理システムの効率的な運用

- ・新規会員の入会による協会の運営基盤等の強化のため、講習会開催時等におけるパンフレットの配布に加え、未加入者への勧誘を実施
- ・会員管理システムの効率的な運用により、会員の入退会事務や会費の納入管理、会員名簿の整理などをより適切に実施

定款

(目的)

第3条 この法人は、産業廃棄物を主体とする廃棄物の適正な処理を促進する事業を行うことにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び廃棄物の有効利用を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。